

# 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 平成32年4月までに、育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しをする。

<対策>

- ・平成28年 4月～ 育児休業期間中の代替要員確保のための方法を検討、また業務内容、業務体制の現状分析
- ・平成30年 4月～ 上記内容について問題点の洗い出し、対応策の検討  
業務内容、業務体制の見直しをする
- ・平成31年 4月 業務内容、業務体制見直しについて社員への周知、実施

目標2 平成30年6月までに、産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など

<対策>

- ・平成28年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- ・平成29年10月～ 制度に関するパンフレットを作成し従業員に配布

目標3 平成33年3月までに、出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施をする

<対策>

- ・平成30年 4月 過去5年間で出産、子育てのための退職者数の分析
- ・平成31年 4月 社内検討委員会にて出産、子育てで退職した人を再雇用した場合の問題点の検討
- ・平成32年 4月～ 問題点に対する対応策の検討
- ・平成33年 1月 出産、子育てにより退職した従業員への再雇用制度の周知、実施

目標4 平成33年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する

<対策>

- ・平成30年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- ・平成31年 4月～ 社内検討委員会での検討開始
- ・平成33年 1月～ ノー残業デーの実施  
管理職への研修、社員への周知